

秋田市民交流プラザ自動販売機設置事業者募集要項

秋田市（秋田市民交流プラザ管理室）では、飲料水自動販売機を施設内に設置し運営する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集する。

これは、設置事業者を競争入札により決定し、庁舎の自動販売機設置場所の貸付契約を締結するもので、これにより市有財産の有効活用を行い、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るものである。

1 自動販売機の設置場所の内容

物件 記号	所在地	貸付面積	予定価格
A	秋田市東通仲町4番1号	2 m ²	入札のお知らせ1(2)
B	秋田拠点センターアルヴェ南口側通路	2 m ²	に記載のとおり

- (1) 各物件の位置は図面に掲載している。
- (2) 貸付面積には、回収ボックスおよび放熱スペースを含む。
- (3) 予定価格は、過去の売上金額の10%から20%の間で設定している。
- (4) アルヴェ1階には、コンビニエンスストアが入店している。
- (5) 物件Aの自動販売機は電子マネー対応機種とする。

2 契約上の条件等

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）とする。

(2) 貸付期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

(3) 貸付料等

ア 貸付料

- (イ) 秋田市が設定する予定価格以上で、最高の入札価格をもって貸付料とする。
- (イ) 設置事業者は、秋田市が発行する納入通知書により年度ごとに指定期日までに貸付料を納入すること。なお、既に納付した貸付料は返還しない。

イ 必要経費等

(7) 自動販売機の設置等、維持管理、撤去に必要とする経費は設置事業者の負担とする。

(4) 電気料は、設置事業者が計量法（平成4年法律第51号）第16条を遵守した子メーターを秋田市が指定した場所に設置した上で、秋田市が毎月使用電力量を計測し、電力供給会社の計算方式によって算出する。設置事業者は、秋田市が発行する納入通知書により毎月指定期日までに電気料を納入すること。

ウ 遅延損害金

納入通知書の指定期日までに貸付料および電気料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年利3%の遅延損害金を加算して支払うこと。

(4) 使用上の制限

次の事項を遵守すること。

ア 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供してはならない。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。

ウ 別紙「自動販売機の規格および遵守事項等」の内容を遵守すること。

(5) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したときまたは契約が解除されたときは、市が指定する期日までに原状回復すること。

3 入札の手続

(1) 入札方法

ア 入札は、物件A、物件Bの順に1物件ずつ行う。

イ 入札参加者は1物件しか落札できないこととし、1物件落札後は以降の入札には参加できない。ただし、1物件落札後であっても、その後の入札に参加者がいないときは、当該入札に参加できるものとする。

ウ 入札書は当日持参すること。郵送による入札は受付けない。

エ 入札書の書換え、引換え又は撤回はできないので、十分注意すること。

(2) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない設置事業者の入札

イ 入札に関し、不正行為があった場合の入札

ウ その他指定した以外の方法による入札

(3) 落札者の決定

ア 落札者となるべき者が2人以上いるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定する。

イ 落札決定後の辞退はできない。

4 決定後の手続き

設置事業者に決定した者は、秋田市が指定する日時までに下記の書類を提出すること。また、下記書類を提出後、具体的な条件等について協議の上、「貸付契約書」を締結する。

(1) 行政財産借受申込書

(2) 設置場所の位置図

(3) 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力がわかるもの）

※電子マネー対応機種を設置する事業者はその仕様書を提出すること。

5 その他

本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）、その他関係法令の定めるところによる。